

第30回 DPI 日本会議全国集会 in 静岡 プログラム

1日目：2014年6月14日（土）＜特定非営利活動法人 DPI 日本会議 2014 年度総会＞

12:30～ 受付開始
 13:00～17:00 特定非営利活動法人 DPI 日本会議 2014 年度総会
 18:00～19:30 懇親会（清水テルサ8階 レストラン）

2日目：2014年6月15日（日）＜第30回 DPI 日本会議全国集会 in 静岡＞

9:00～ 受付開始 9:30～10:00 開会式、主催者挨拶、来賓挨拶

全体会「障害者権利条約の批准から完全実施へ！障害当事者は何をすべきか課題を検証する」

障害者制度改革による国内法整備後の、日本の障害者権利条約批准は大きな前進です。障害のある人もない人も共に地域で尊重しあいながら暮らせる、差別のないインクルーシブな社会の実現に向けて、韓国、中国、モンゴル3カ国の DPI 代表から、それぞれの国の取り組みについて報告をして頂きます。シンポジウムでは参加者全員が権利条約の意義と課題を共有し、今後の活動の方向性を確認する場とします。

10:00～12:30 ※敬称略

<第一部> ▶▶▶ 特別報告「DPI 世界会議北東アジアブロック会議報告」
 ○報告 韓国、中国、モンゴル3カ国の DPI 代表より
 ○コーディネーター 中西 由起子（アジア・ディスアビリティ・インスティテート（ADI）代表、DPI 日本会議常任委員）

<第二部> ▶▶▶ シンポジウム「障害者権利条約批准 意義と課題 —国際連帯、国内監視体制の確立—」
 ○シンポジスト（予定） 清水 誠一（衆議院議員）、東 俊裕（元内閣府障害者制度改革担当室長）、石川 准（静岡県立大学教授）、外務省人権人道課担当者
 ○ファシリテーター 平野 みどり（ヒューマンネットワーク熊本、DPI 日本会議常任委員）

12:30～13:30 昼食休憩

13:30～16:30 分科会1～5、特別分科会1・2

分科会1	<p>地域生活「権利条約と防災の視点から考える地域生活基盤整備の課題」 障害者権利条約で明記されている「地域で生活する権利」をいかにして実現していくか？被災体験及び被災地支援から見てくる地域基盤整備の課題と展望を、権利条約と防災の観点から考えます。</p> <p>■パネルディスカッション（予定） 「3.11 が如実にした障害のある人の地域生活の問題点」 青田 由幸（さぽーとセンターびあ代表理事） 「被災地支援で見た課題と権利条約の活用」 山田 昭義（障がい者自立センターかまいし理事長、DPI 日本会議議長、AJU 自立の家常務理事） 「病床転換と権利条約」 加藤 真規子（精神障害者ピアサポートセンターこらーる・たいとう代表、DPI 日本会議常任委員）</p> <p>○司会 今村 登（自立生活センターSTEP えどがわ事務局長）、木下 努（AJU 自立の家）</p>
分科会2	<p>交通・まちづくり「障害者差別解消法と2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて」 昨年6月に成立した障害者差別解消法には、多くの障害当事者の期待が込められています。交通・まちづくりに関わる問題でも、「差別ではない」と言われながら乗車拒否や利用拒否は行われています。どうしたらそのような差別行為がなくなるのか。法律に期待するとともに私たちが出来ることを考えます。また2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催が決定したことに伴い、障害当事者が考えるユニバーサルデザインについて議論します。</p> <p>■第一部 「障害者差別解消法から見る地域の現状—静岡における交通・バリアフリー問題、関西南海電鉄の現状と今後—」 ■第二部 「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた取り組み」</p>
分科会3	<p>権利擁護「権利条約を地域へ！権利条例へ！—差別と虐待を解消するために—」 長年の制度改革を経て、障害者権利条約がついに批准された。今回の批准はゴールではなく、今後、具体的にどのような事に取り組むのが重要である。そんな中、千葉県の福祉施設で重い知的障害のある人が虐待を受け死亡するという事件が起きた。人権と尊厳を無視された事件であり、権利条約と現実のギャップを重く受け止めなければならない。昨年制定された障害者差別解消法や障害者虐待防止法の理念と規定を守る為に、各地域に障害者権利条例を作ることが必要である。今回の分科会では『条約の理解・条例づくりの必要性』と『なぜ虐待はくりかえされるのか？』の二本の柱で進めたいと考える。</p>
分科会4	<p>教育「障害をもつ子どもへの合理的配慮」 今回は学校教育法施行令が改正され初めての全国集会となる。静岡市における障害児への合理的配慮の取り組みを聞くとともに、各地の現状と課題を掘り下げる。障害者差別解消法の対応要領・対応指針が作られようとしている現在、通常学級における合理的配慮の取り組みを共有する。</p> <p>■報告（予定） 静岡市教育委員会・現場教員の方、佐野 富江（掛川市で障害をもつお子さんの母親） 「就学の手引き・親の学校付添い強制について」 松尾 晴彦（障害者生活支援センター・てごーす）</p> <p>○指定発言 「札幌市における『学びのサポーター』について」 山崎 恵（インクルネットほっかいどう、DPI 日本会議特別常任委員）</p> <p>○司会 殿岡 翼（全国障害学生支援センター代表、DPI 日本会議常任委員）</p>
分科会5	<p>雇用・就労「地域の就労支援事業所及び一般就労等の所得の状況、今後のあり方」 先般日本でも発効された障害者権利条約では、第27条において、他の者との平等を基礎にして、「すべての形態の労働において障害者も労働の権利を有する」ことを明記している。これは、いわゆる福祉的就労から一般就労まですべての労働に労働法が適用され、「障害のある人も障害のない人もともに働く」「シームレスな労働（継ぎ目のない労働）」として機能することが求められているといえる。本分科会では、このような取り組みを先進的に行っている静岡の実践・運動を紹介し、その取り組みを支援している機関・団体からの報告を行うことを通して、静岡における新たな労働・雇用のあり方を問題提起していく。</p>
特別分科会1	<p>生命倫理・優生思想「『Not Dead Yet』に学び、私達の声を発信しよう」 今年2月、「ベルギーで18歳未満の安楽死を認める法案可決」という衝撃的なニュースが報じられた。ベルギーではすでに2002年に成人の安楽死を認める法律が成立している。この数年、尊厳死や安楽死の法制化が欧米諸国でも広がりつつある一方、「Not Dead Yet」（まだ死んでない）という運動がアメリカ、イギリスで行われている。この分科会では、これらについて学ぶとともに、日本における法制化をめぐる情勢を共有し、障害があっても必要な医療・介助を受けながら地域で生活をしていくという、私たちの声を発信する。</p>
特別分科会2	<p>女性障害者「複合差別とエンパワメント～私の今と未来を考える～」 複合差別は女性障害者にとって根の深い課題だが、DPI 女性障害者ネットワークによる障害者政策委員会での発言、複合差別調査報告書の普及、講演などの活動が活発に行われている。また、地域では京都で初めて障害者差別禁止条例に「女性障害者の複合差別」という文言が入るなど、この問題の解消に向けた着実な歩みもある。今こそ、女性障害者の直面している複合差別の問題を、年齢・性別・障害の有無を越えて皆で考える時ではないだろうか。この間の障害者制度改革の流れの中で女性障害者が果たしてきた役割、これからの展望、また希望について改めて認識を共有し、深める機会としたい。</p> <p>○パネリスト 村田 恵子（京都頭脳損傷者連絡会）、湯山 恭子（アシストMIL）、臼井 久実子・南雲 君江（DPI 女性障害者ネットワーク）</p> <p>○司会：望月 亜矢子（チャレンジド・ふじ）、藤原 久美子（DPI 女性障害者ネットワーク、DPI 日本会議特別常任委員）</p> <p style="text-align: right;">※複合差別は、男性ゆえの差別をも浮き彫りにします。男性もぜひご参加を！</p>

※登壇者等、プログラムの詳細については、DPI ブログ「DPI Vooo!」にて随時お知らせします。（<http://dpi.cocolog-nifty.com/>）